

岩手県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第487号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 盛岡市から秋田県仙北市まで
- （2） 実施した期間 令和5年7月19日から同年12月6日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 航空レーザー測量（地図情報レベル1000）
- 2（1） 実施した地域 紫波郡紫波町南日詰字箱清水から二日町字北七久保まで
- （2） 実施した期間 令和5年8月5日から同年12月8日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 道路台帳図作成及び2級基準点測量
- 3（1） 実施した地域 盛岡市から秋田県仙北市まで
- （2） 実施した期間 令和5年7月31日から同年12月25日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 航空レーザー測量